

令和3年度地域型住宅グリーン化事業  
実績記入のお願い

一般社団法人東海木造住宅協会  
代表理事 鈴木 貴雄

拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

『令和3年度地域型住宅グリーン化事業』のグループ募集が開始されました。

概要につきましては、以下をご確認頂きますようお願い致します。また、当協会としては、前年度と同じような内容で申請する予定で検討中です。

今年度も、1つの工務店が所属できるグループの数は1グループ限りになりますので予め御了承ください。

敬具

◆令和3年度地域型住宅グリーン化事業における留意点

◎令和2年度地域型住宅グリーン化事業（当初予算）からの主な変更点を以下に記載します。

1. 長寿命型に係る変更について

長寿命型において、「省エネ強化加算」を新設します。長期優良住宅の認定を取得し、かつ、BEIが0.8以下の場合、1戸あたりの補助上限額を30万円引き上げます。

（太陽光発電やエネファームなど創エネ設備のエネルギー利用効率化設備に係る削減効果を除くものとします。）

2. ゼロ・エネルギー住宅型に係る変更について

住宅の建設地が寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射地域区分A1又はA2）、多雪地域（垂直積雪量100cm以上）の場合、Nearly ZEHでの申請を可能とします。

3. 高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）に係る変更について

「未経験工務店と経験工務店の区分の廃止」及び、「1戸あたり上限額を70万円に引き下げ」をします。

4. 交付申請方法等に係る変更について

交付申請及び完了実績報告が従来の紙での申請から電子申請に変わります。詳細は決まり次第ご案内します。

◆グループ採択と年間スケジュールについて

- ◎グループ採択日：令和3年6月10日（木）（予定）
- ◎I期（事前枠付与方式）：グループ採択日～10月末
- ◎II期（先着順方式）：11月末半～
- ◎完了実績報告〆切：令和4年2月4日（金）まで

■事前枠付与方式

事前枠付与方式 【I期】	
期 間	6月10日（予定）～10月末日（採択は6月10日予定）
配分額	採択時の配分額のうち、10月末までの交付申請されていない額は失効。

	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型 ※1	省エネ改修型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—	—
補助金活用実績 (H27年～R2年)	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—	—
上限額／上限戸数	110万円 7戸	100万円 7戸	140万円 4戸	125万円 4戸	70万円 4戸	50万円 5戸
優良建築物	1㎡あたり1万円（上限1千万円）					

地域材加算	20万円	「地域材」を使用する場合の上限額
若者・子育て世帯加算	30万円	建築主が40歳未満の場合・18歳未満の子供と同居している場合
省エネ強化加算	30万円	長期優良住宅の認定を取得し、かつBEIが0.8以下の場合
三世帯同居加算	30万円	三世帯同居対応住宅の要件を満たす場合

※それぞれの加算は併用不可とし、1戸の住宅につきいずれか1種類の活用です。

■省エネ改修型

	補助対象となる住宅の要件	補助金の額	交付申請
省エネ改修型	省エネ改修後の住宅が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づく建築物エネルギー消費性能基準に相当する性能（BEI 1.1相当）を有していること	住宅1戸当たり 定額 50万円	6月10日～10月末 までに提出 (事前枠付与方式)

■先着順方式

先着順方式 【II期】	
期 間	11月前半～ (I期中に事前付与枠を使い切った場合、I期中に先着順方式へ移行可能)
配分額	10月末までの交付申請されずに失効となったグループ配分額の全てを先着方式へ移行

	長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型	高度省エネ型※1
	配分枠	先着順	
地域材加算	上限 20万円		
	II期の地域材加算は、 <b>長寿命型</b> で1施工事業者あたり1戸まで活用可能		
三世帯同居加算	上限 30万円		
	補助対象の住宅が三世帯同居対応住宅の要件を満たす場合は、予算の範囲内で補助金額を加算します。(その他の加算とは併用不可)		
省エネ強化加算	上限 30万円：長期優良住宅の認定を取得し、かつ※1BEIが0.8以下の場合		
優良建築物	1㎡あたり1万円（上限1千万円）		

※1 太陽光発電やエネファームなど創エネ設備のエネルギー利用効率化設備に係る削減効果を除くもの

当協会グリーン化を利用予定の方は、3枚目の実績記入用紙をご記入いただき、4月19日(月)までにFAXにてご返信をお願い申し上げます。その後、押印して頂く書類を、弊社の担当営業を通じてお持ち致しますので、押印いただき、原本をご提出頂く流れとなります。早急にご協力頂きますようお願い申し上げます。

▷ 自社で設計事務所登録を行っている方 → 必ず自社の設計事務所の記入用紙も提出

▷ 長期優良住宅の意匠設計等を外注されている方 → 必ず外注先の設計事務所の記入用紙も提出

#### ▼ 実績記入用紙の注意点 ▼

- ◆ 本事業では、施工業者の場合、支店や営業所単位での申請はできません。本社、支店、営業所等を含めて一つの住宅生産者と扱います。したがって、実績欄には支店、営業所を含む合計を記載して下さい。
- ◆ 自社で建設した木造以外の構造の住宅も「元請の新築住宅供給戸数」には含みます。
- ◆ 「元請の新築住宅供給戸数」には、賃貸住宅・共同住宅等も全て含まれます。ただし、床面積が小さい場合には、戸数カウントを低減することができます（55㎡以下の場合には1/2戸、40㎡以下の場合には1/3戸とカウントします）
- ◆ 「元請の新築住宅供給戸数」には、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、令和1年、令和2年建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。
- ◆ 実績の内容は証拠書類を求める場合がございますので、必ず裏付けのある実績を記載してください。

ご不明な点等ございましたら、事務局の袴谷（はかまや）もしくは担当営業までお問い合わせください。

一般社団法人東海木造住宅協会

■事務局 〒500-8447 岐阜市大倉長12 TEL 058-271-3003 FAX 058-271-5630

